

令和3年度第2回広島市環境影響評価審査会 議事録

議 題：（仮称）広島西ウインドファーム事業に係る環境影響評価方法書について

1 日時：令和3年5月13日（木）14時から15時まで

2 場所：広島市役所本庁舎14階第7会議室（Web会議併用）

3 出席者

(1) 審査会委員（五十音順、敬称略）

上村信行、金田一清香、香田次郎、清水則雄、棚橋久美子、内藤佳奈子、中坪孝之（会長）、西村公伸（副会長）、百武ひろ子、保坂哲朗、松川太一、吉富健一、和崎淳

(2) 事務局

重水環境局次長、福田環境保全課長、花木課長補佐 他2名

(3) 事業者等

電源開発株式会社 2名

アジア航測株式会社 2名

(4) 傍聴者

5名

(5) 報道機関

1社

4 会議概要

(1) 審査会は公開で行った。

(2) 会長及び副会長の選任を行った。

(3) （仮称）広島西ウインドファーム事業に係る環境影響評価方法書について質疑等を行った。

(4) （仮称）広島西ウインドファーム事業に係る環境影響評価方法書に対する答申案について審議を行った。

5 審議結果概要

(1) （仮称）広島西ウインドファーム事業に係る環境影響評価方法書の内容等について、各委員から意見が出された。

(2) （仮称）広島西ウインドファーム事業に係る環境影響評価方法書に対する答申案はおおむね了承され、答申は会長に一任することとなった。

6 会議資料

- ・広島市環境影響評価審査会委員名簿
- ・資料1 （仮称）広島西ウインドファーム事業に係る環境影響評価手続フロー図
- ・資料2 （仮称）広島西ウインドファーム事業に係る環境影響評価方法書及びその要約書
- ・資料3 令和3年度第1回広島市環境影響評価審査会における追加意見等
- ・資料4 委員意見と答申案における取扱いについて
- ・資料5 （仮称）広島西ウインドファーム事業に係る環境影響評価方法書について（答申案）
- ・参考資料1 令和3年度第1回広島市環境影響評価審査会議事録
- ・参考資料2 事業計画策定ガイドライン（風力発電）（抜粋）

[審議結果]

○花木課長補佐 それでは定刻になりましたので、只今から、令和3年度第2回広島市環境影響評価審査会を開会いたします。本日は大変お忙しい中御出席いただき、誠にありがとうございます。私は、本日の司会を務めます環境局環境保全課の花木でございます。よろしくお願いいたします。本日は、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、Web形式での会議とさせていただきます。委員の皆様におかれましては、発言時以外は、マイクをミュートにさせていただきようお願い申し上げます。また、審議中はカメラをオンにして参加していただきますようお願いいたします。

さて、本日の議題は、4月21日の審査会に引き続き、「(仮称)広島西ウインドファーム事業環境影響評価方法書について」です。審議には約2時間を予定しておりますので、御協力よろしくお願いいたします。まず、本日は委員定数15名に対して、出席委員が12名*と、本審査会の定足数の過半数に達しておりますことを御報告申し上げます。また、傍聴者の方は5名、報道機関の方はこの後1社来られる予定になっています。続きまして、本日の審査会資料の確認をいたします。

(※委員1名が遅れて出席したため、その後、出席委員数は13名となった。)

【資料の確認】

○花木課長補佐 不足がありましたら、チャットでお知らせください。

また、本日は次第の2にお示ししておりますとおり、まず、会長及び副会長の選任を行っていただきます。その後、議題の審議に入りますが、審議は2部構成とし、まず、第1部では環境影響評価方法書に関する追加の御質問等を、次に、第2部では答申案に関する御審議をお願いいたします。第1部には御質問等への回答のため、事業者である電源開発株式会社と、本事業のコンサルタントであるアジア航測株式会社の方にも御出席いただきます。第2部では、事業者及びコンサルタントの方には退出いただきますので、先生方におかれましては、方法書に対する事業者への御質問については、第1部で御発言いただきますようお願いいたします。

さて、本日の審査会は、本年5月10日に委員に御就任いただきました後、初めての開催でございますので、今回新たに就任された委員の御紹介をさせていただきます。新規就任委員の方は、事務局からの紹介の後、一言御挨拶をお願いします。

【新任委員の紹介及び挨拶】

○花木課長補佐 ありがとうございます。新たに就任された委員の御紹介は以上です。その他の委員の御紹介については、名簿で代えさせていただきます。続きまして、広島市環境影響評価条例施行規則第42条第1項の規定により、審査会には会長、副会長を置くこと、また、委員の互選によりこれを定めるとされております。会長、副会長の立候補又は御推薦はございますでしょうか。

○清水委員 広島大学の清水と申します。私は、会長に中坪委員、副会長に西村委員を御推薦します。その理由としては、中坪委員は、この度新たに環境影響評価審査会の委員に就任されたということですが、これまでに、先程紹介のありましたとおり、呉市等の環境審議会の会長を努められていることに加えて、広島県の環境影響評価技術審査会の部会長をされているということで、本審査会の会長にふさわしい豊富な経験をお持ちだということから、会長に推薦させていただきます。西村委員については、本審査会の

最年長者であり、御専門が騒音・振動ということで、生活環境の分野について御造詣が深く、自然環境の分野を御専門とされる中坪委員とは異なる分野をみていただける点においても、副会長にふさわしいと考えています。以上です。

○花木課長補佐 清水先生ありがとうございました。ほかに御意見等ございますでしょうか。

【委員から意見等なし】

○花木課長補佐 では、会長を中坪委員に、副会長を西村委員に、それぞれお引き受け頂きたいと思いますが、皆様いかがでしょうか。

【委員から意見等なし】

○花木課長補佐 特に異論はないということで、よろしいでしょうか。それでは、皆様の御賛同を頂きましたので、当審査会の会長を中坪委員に、副会長を西村委員にお願いするということで決定いたします。それではこれから先の議事進行を中坪会長にお願いいたします。よろしくお願ひいたします。

○中坪会長 それでは、会長に推薦されましたので、いきなり大役ですが、どうぞよろしくお願ひいたします。それでは、早速、「(仮称) 広島西ウインドファーム事業環境影響評価方法書について」審議を致したいと思ひます。まず、第1部の「環境影響評価方法書に関する追加の質問等」に関して、事務局から会議資料の御説明をお願ひいたします。

【環境保全課長が資料1、資料3、参考資料1及び参考資料2について説明】

○中坪会長 只今の御説明につきましてはよろしいでしょうか。もし発言される場合は、挙手ボタンを押していただけたらと思ひます。それでは、前回の審議結果を踏まえて、追加で御意見御質問等あればお願ひいたします。

○香田委員 広島市立大学の香田です。どうぞよろしくお願ひいたします。第1回の審査会時の意見とも重複するのですが、以前の審査会で、環境影響評価項目として選定する項目について質問しました。このときの「発電所に係る環境影響評価の手引」という経済産業省から出している手引ですね、こちらに記載されている環境影響評価の参考項目としては設定しない項目について、そのうちの例外の事項について質問しました。今日はこの例外の事項について、そのほかにもありますので、それについて質問します。

方法書の284ページの表6.1-2、こちらに環境影響評価の選定項目の一覧がありますが、手引の方の項目としては、工所用資材等の搬出入、それから建設機械の稼働に係る窒素酸化物、それから粉じん等の項目、これらについては、方法書284ページの表の注の4に環境影響評価項目に選定しないという記述があるのですが、「発電所に係る環境影響評価の手引」の211ページの表の方には、これらの項目、いずれも例外の事項が記載されています。そのほかにも、建設機械の稼働に係る振動の項目、それから213ページの方には造成等の施工による一時的な影響、地形改変、施設の存在に係る水生動物、それから水生植物についても例外事項が記載されています。今回は、先程申しました窒素酸化物と粉じん等

の項目についても、先日の意見と同じように、もし例外の事項に該当するようでしたら、環境影響評価の項目として選定するかどうか検討していただいて、選定しない場合には、その理由も明記していただければと思います。長くなりましたが、以上です。

○中坪会長 ありがとうございます。今の件について、いかがでしょうか。

○アジア航測株式会社 頂きました意見ですね、前回頂いた意見と同様で手引の例外規定に該当とすることかというところの御意見ということで承りました。今、我々の方としましては、事業の内容の方ですね、方法書の図書でいいところの、2ページ戻って280ページのところにあります、一般的な事業の内容と本事業の内容との比較というところの手続を踏まえてですね、この検討を踏まえて、今、参考項目の方を選定しているところではありますが、頂きました御意見につきましては、そのとおりもし例外に該当するなら選定する必要があるという認識ではありますので、そういった見解ということになります。以上です。

○中坪会長 事業者さんの方で検討するというような回答と考えるとよろしいでしょうか。

○アジア航測株式会社 そうですね。例外規定に該当するようなものかどうかということで、検討はさせていただきます。

○中坪会長 香田先生よろしいでしょうか。

○香田委員 はい、ありがとうございます。

○中坪会長 それでは、ほかに御意見等ありますでしょうか。百武委員、お願いします。

○百武委員 よろしくお願ひいたします。以前の議事録も拝見していて、ほとんどの指摘を既にされているかとは思いますが、それ以外のところでお尋ねしたいところが2、3あります。湯来温泉は非常に重要な観光資源でもあると思うのですが、この工事が始まった後、湯来温泉の泉質や湯量への影響に関する調査についてどのようにお考えなのかということをお聞きしたいということがまず1点です。2点目は景観のことです。フォトモンタージュについて御指摘がありましたが、特に観光という点で見ますと、四季折々色彩が変化する中で、フォトモンタージュがどういうふうな見え方をするのかということも、是非調査していただけたらと思いました。もう1点、航空障害灯というのは、この場合付けたと思うのですが、もし付けた場合には、昼間も点くのか、夜間の景観ですとか、昼間どういうふうに見えるのか、この点についてお伺ひしたいなと思います。以上です。

○中坪会長 ありがとうございます。湯量それから季節ごとの見え方の違いの問題と航空障害灯の3点について、事業者さん、いかがでしょうか。

○アジア航測株式会社 まず、1点目の温泉の湯量等につきましては、法の枠組みというところにはなるのですが、環境影響評価の中ではちょっと扱うものにはなっていないので、図書の中でもそういったところの記載はないということにはなっています。2点目の景観のフォトモンタージュにつきましては、

見え方ということで、今のところはですね、展葉期と落葉期ということで、図書の343ページに方法をお示ししているのですが、眺望状況を考慮して、展葉期と落葉期ということで2期ですね、見え方の方を確認する計画としています。

○電源開発株式会社 航空障害灯につきましては、大阪航空局との設置についての協議をこれから始めることとなると思います。基本的には昼夜、白色閃光灯というもので、昼間も見えるタイプになると思います。飛行機とかでよくあるパツパツと付くようなライトになると思うのですが、そちらの方の採用になるかと思えます。赤色の点灯塗色という方法もありますが、そちらは主流になってませんので、今国内で設置している航空障害灯というのは白色の閃光型ということになりますので、そちらの採用になります。それについても、アセスの項目にはなっていないですね。今後、どういったものをどこに付けるかというのは、大阪航空局との協議になります。

○中坪会長 ありがとうございます。ほかに事業者に対する御質問御意見等ございますでしょうか。ないようでしたら、第1部の審議を終わらせていただきます。事業者の皆様、御出席いただきありがとうございました。

【事業者が退室】

○中坪会長 それでは、これから第2部の答申案に関しての審議に移りたいと思います。まず、事務局から、資料の説明をお願いいたします。

【環境保全課長が資料4及び資料5について説明】

○中坪会長 今の答申案につきまして、御意見、御質問等をお願いいたします。清水委員、お願いします。

○清水委員 資料4の整理番号34の生態系の答申案における取扱いの部分で、「生態系に関わる注目種は、鳥類に限定するのではなく、生態系の上位種を網羅的に選定すること」というふうに示していただいているのですが、これは前回の審査会で保坂先生と私の方から意見をさせていただいた部分です。後にツキノワグマ及びオオサンショウウオと書いているのですが、この表記が少し抽象的なので、2種に限定されてしまう危惧がありますので、専門機関の意見の中に含まれているものを参考に、というような意見を付け加えていただけたらと思います。

○福田環境保全課長 今の話、承りました。

○中坪会長 それでは、その方向で変更していただきたいと思います。ほかに御意見等お願いいたします。百武委員、お願いします。

○百武委員 先程も質問したのですが、湯来温泉の湯量や泉質の変化は、湯来温泉にとって死活問題だと思います。今回、環境影響評価に全く関係ないともいえないのではないかと考えます。やはり答申の中に触れた方がよいように考えます。また、先程の航空障害灯についても、どのように答申案の中で扱うかを御検討いただけたらと思います。

○中坪会長 湯量それから航空障害灯をこの中に入れ込むべきではないかと。

○百武委員 湯量に加え、泉質の変化もできれば。可能性としてあるのかどうかというのは分からないのですが。

○福田環境保全課長 水量と水質、どういうものが変わっていくかの可能性については、どういうふう
に書けるかも含めて検討したいと思います。また、おそらく景観のところになるろうかと思うのですが、航
空障害灯についても、盛り込めるように考えたいと思います。

○中坪会長 よろしいでしょうか。ほかに御質問等がありましたらお願いいたします。上村委員、お願い
します。

○上村委員 上村です、よろしく申し上げます。資料4の整理番号39番の景観のところですね、答申案
における取扱いという部分に書いているのですが、「準備書手続では、フォトモンタージュ等を」、この
「等」というところに非常に色々な方法が用いられていて、できれば、この「等」を取ってですね、他の
方法も併せて用いて、視覚的に分かりやすい方法で明示してほしいというふうな希望があります。とい
うのはですね、可能な限りと書いてあるのですが、時間と予算が限られた中で実施した場合、フォトモン
タージュだけでさりと済まされては困るなというふうな思いがありますので、そのような表現にして
いただいたほうがいいかなど。特に景観に関しては、住民の方も含めてですね、県民の方、中国地区の
方々全員が関心を持っている事案だと思われまますので、しっかりとした一つの方法だけではなくですね、
複数の方法での検討、明示をしてほしいということがあります。

○中坪会長 ありがとうございます。具体的な案としては、「等」を取るということでしょうか。

○上村委員 そうですね、「フォトモンタージュ写真及び他の方法を用いて」、そして「可能な限り」も取
ります。「視覚的に分かりやすく明示することとする」、といったような表現にさせていただけるとよいか
なと思います。

○中坪会長 具体的な御意見、ありがとうございます。事務局の方は、よろしいでしょうか。

○福田環境保全課長 はい、了解しました。

○中坪会長 百武委員の御意見でありました季節のことなどはこの辺ですかね、入れるとすれば。

○百武委員 そうですね、紅葉の時期などにどのように見えるのか調査する必要があると考えます。

○中坪会長 その辺の季節的なことも配慮するというのは、この辺で盛り込めればよいのかなと思いま
すが。次に保坂委員、お願いします。

○保坂委員 先程、清水先生の点なのですが、おそらく幅広い上位種を扱うというか、むしろもう上位種

にも絞らず、動物園だとか昆虫館などが重要種として挙げているものが全て検討種に入れて考えましようということかと思うのですが、それでよいでしょうか。

○中坪会長 清水委員、その考え方でよろしいですか。

○清水委員 はい。

○保坂委員 私も同意見でして、生態系の上位種を網羅的に選定することというよりかは、専門機関意見に挙げられている重要種を網羅的に検討するという方が、より明確かなと思いますので、そうしていただけたらよいのではないのでしょうか。ツキノワグマ、ニホンモモンガ、ヤマネ、ミズラモグラとか昆虫の方も細かいことがいっぱい載ってますので、そういったものも含めて検討していただきたいと思います。

○中坪会長 上位種に限定せず、注目される種を全て扱うということですね。事務局よろしいでしょうか。

○福田環境保全課長 まず、保坂委員から頂いている話で、市の専門機関の意見ということで、動物植物のところで一番最初に取り上げさせていただいて、生態系についてということになると、やはり調査の方法として、上位性、典型性、特殊性というカテゴリーに分けて注目種を選んでいく形になりますので、それに当てはまるものを動物植物の調査の中から選んでいただくという形になろうかと思います。

○保坂委員 では重要種の方は既に検討することとして入っていて、ここではあえて上位種に絞って問題ないということなのではないでしょうか。

○福田環境保全課長 方法書の338ページに上位性、典型性という話で、今は確かに鳥の関係しか挙がっていません。この中にですね、今特に上位性では鳥だけ4種類を選んで、その中からクマタカを選んでいますが、これを動物植物のところの項目を含めて上位性、典型性等で入れていかなければならないのではないかという意見と認識しているのですが、いかがでしょうか。

○保坂委員 はい。私としては、重要種というものが対象外にならないのであれば、それでよいと思います。

○中坪会長 では、次に清水委員お願いします。

○清水委員 資料4の整理番号25番、環境DNAの部分なのですが、最後の部分で「本流及び支流においてそれぞれ選定すること」で終わっているのですが、調査回数の表記が抜けておりますので、ここを、「それぞれ選定し、調査回数は、個体が見つかりやすい時期に複数回実施すること」というのを追記いただければと思います。生物の種類によって出やすい時期出にくい時期というものがありますので、そこを逃さないためにも、見つかりやすい時期に複数回実施いただければと思います。

○福田環境保全課長 今のお話を参考にさせていただき、修正したいと思います。

○中坪会長 ありがとうございます。百武委員、お願いします。

○百武委員 住民の方々から数多くの反対意見が出されているのを拝見しました。資料4の整理番号4の中で、「積極的に丁寧かつ十分な説明を行うとともに」というふうにあるのですが、地域住民の方々はどう望んでおられるのか、どういうことについて不安だったり不信を持っていらっしゃるのか、説明の前によく地域の人の声を聴くことを積極的に行ってほしいと思います。事業者側からの説明だけを繰り返していても合意形成に至らないのではないかと考えます。

○中坪会長 説明を行うとともに、のところを、住民等に対し、要望を聴くとともに、というようにするということですかね。

○百武委員 積極的に疑問等を聴くとともに、それに対する十分な説明、対応ということかなと思います。

○福田環境保全課長 今の御意見を参考にして、追記したいと思います。

○中坪会長 ありがとうございます。ほかに御意見等をお願いいたします。

よろしいでしょうか。御意見がないようですので、本日の会議はこの辺りで終わらせていただきたいと思います。

委員の皆様は、追加の御意見等があれば、早めに書面で事務局に御提出ください。また、事務局は本日の議事録を取りまとめ、各委員にお送りください。そして、委員の皆様の意見を踏まえて、答申案に必要な修正を加えてください。

最終的な答申につきましては私に御一任いただければと思いますが、よろしいでしょうか。ありがとうございます。それでは、事務局から今後の予定について説明をお願いします。

○福田環境保全課長 長時間に渡り大変熱心な御審議をいただき、ありがとうございました。委員の皆様におかれましては、追加の御意見等がありましたら、5月17日（月）までに、メール等により御提出いただきますようお願いいたします。

また、本日の議事録を取りまとめまして、委員の皆様にごできるだけ早くお送りしたいと考えています。そして、会長から御指示いただきましたとおり、委員の皆様の御意見を踏まえまして、答申案の修正を行います。最終的な答申をいただきましたら、その答申に基づき、6月7日（月）までに広島県知事に対して市長意見を述べる予定となっています。その後、広島県知事はこの市長意見等を勘案し、県知事意見を経済産業省に述べ、経済産業省が事業者へ勧告をすることになります。以上でございます。

○中坪会長 本日の審査会は、これで終了いたします。長らくの御審議、ありがとうございました。